

複数の受験資格を付与する大学等の推移

各年次4月1日現在

年 次	保健師・看護師国家試験受験資格付与	
	大 学	養成所
昭和60年	6 (3)	
昭和61年	8 (5)	
昭和62年	8 (5)	
昭和63年	8 (5)	
平成 元年	9 (5)	
平成 2年	9 (5)	
平成 3年	9 (5)	
平成 4年	12 (6)	
平成 5年	19 (9)	
平成 6年	28 (13)	
平成 7年	38 (18)	
平成 8年	44 (21)	
平成 9年	50 (26)	
平成10年	61 (34)	4
平成11年	72 (40)	4
平成12年	82 (46)	5
平成13年	88 (53)	6
平成14年	95 (61)	7
平成15年	103 (69)	7
平成16年	119 (82)	7

- ・ () 内は選択により助産師国家試験受験資格も付与
- ・ 平成13年以降看護師国家試験受験資格の他、選択により助産師国家試験受験資格も付与する国立看護大学校 1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）（抜すい）

（保健師学校養成所の指定基準）

第2条 法第19条第1号の学校及び同条第2号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、6月以上であること。
- 3 教育の内容は、別表1に定めるもの以上であること。

（略）

（助産師学校養成所の指定基準）

第3条 法第20条第1号の学校及び同条第2号の助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、6月以上であること。
- 3 教育の内容は、別表2に定めるもの以上であること。

（略）

（看護師学校養成所の指定基準）

第4条 法第21条第1号の学校及び同条第2号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、3年以上であること。
- 3 教育の内容は、別表3に定めるもの以上であること。

（略）

別表1（第2条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学	12(10)	情報処理を含む。
地域看護学概論	3(2)	
地域看護活動論	9(8)	
疫学・保健統計	4	
保健福祉行政論	2(1)	
臨地実習	3	
地域看護学実習	3	
合計	21(18)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習3単位以上及び臨地実習以外の教育内容18単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表2（第3条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	6 (5)	
助産診断・技術学	6	
地域母子保健	1	
助産管理	1	
臨地実習	8	
助産学実習	8	実習中分べん（妊娠7月未満の分べんを除く。）の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。
合計	22 (21)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習8単位以上及び臨地実習以外の教育内容14単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表3（第4条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13
専門基礎分野	人体の構造と機能 疫病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	15 6
専門分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	10 4 6 4 4 4 4 23 3 2 8 4 2 2 2
合 計		93

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 2 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
 - ハ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
 - ト 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
 - チ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
 - リ 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
 - 又 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習23単位以上及び臨地実習以外の教育内容70単位以上（うち基礎分野13単位以上、専門基礎分野21単位以上及び専門分野36単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

看護師等養成所の運営に関する指導要領（平成13年1月5日 健政発第5号）（抜すい）

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
<p>1) 人々の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中でとらえることができる能力を養うとともに、これらの人々を援助する能力を養う。</p> <p>2) 地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図るため健康学習や自主・自助グループ活動を実施し、また社会資源を活用できるよう支援する能力を養う。</p> <p>3) 地域に顕在している健康問題を把握するとともに、潜在している健康問題を予測し、それらの問題を組織的に解決する能力を養う。</p> <p>4) 保健・医療・福祉行政の基礎的知識を踏まえ、地域の健康問題の解決に必要な社会資源の開発や保健・医療・福祉サービスを評価し調整する能力を養う。</p>

教育内容	単位数	留意点
<p>地域看護学 地域看護学概論</p>	3	<p>公衆衛生看護及び継続看護の基本理念と目標を学び、地域における看護活動の基本的知識及び考え方、地域を基盤とした予防の考え方及び行政的対応について学ぶ内容とする。</p> <p>健康のとらえ方においては社会的条件(偏見や生活習慣等を含む。)との関連を強化した内容とし、援助のとらえ方においては地域住民の主体性を尊重した内容とする。</p>
<p>地域看護活動論</p>	9	<p>地区活動論、家族相談援助論、健康教育論を統合し、地域における看護活動を展開するために必要な方法及び技術を学ぶ内容とする。</p> <p>保健指導論、健康管理論を統合し、健康の保持増進及び疾病・障害別に、予防、発生、回復及び改善に対応した援助方法と地域活動の展開方法及び技術について学ぶ内容とする。</p> <p>地域看護活動計画の作成過程等を含む内容とする。</p>
<p>疫学・保健統計</p>	4	<p>公衆衛生学の基盤である疫学・保健統計(情報処理を含む。)を従来よりも強化し、疫学調査と保健活動における統計の技術について学ぶ内容とする。</p>
<p>保健福祉行政論</p>	2	<p>看護のコーディネーション能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。</p>
<p>臨地実習 地域看護学実習</p>	3	<p>地域看護学だけでなく、疫学・保健統計及び保健福祉行政論で学んだ知識を含めた実習とする。</p>
<p>総 計</p>	21	<p>675時間以上の講義・実習等を行うものとする。</p>

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
<p>1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児がスムーズに行えるよう援助できる能力を養う。</p> <p>2) 女性の一生における性と生殖をめぐる健康問題について、相談・教育・援助活動ができる能力を養う。</p> <p>3) 安心して子どもを産み育てるために、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。</p>

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて援助する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 助産学概論、生命倫理、性と生殖の形態・機能、母性に関する心理・社会学、乳幼児の成長発達等を含む内容とする。 母性の心理・社会学に加え、父性を含む家族の心理・社会学的側面を強化した内容とする。
助産診断・技術学	6	助産過程の展開に必要な診断の技術を修得させ、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。 助産師として必要な相談技術、特に心理面の対応の技術を強化する内容とする。
地域母子保健	1	助産師として地域の母子保健を推進するための基礎的知識を学ぶ内容とする。
助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。
臨地実習 助産学実習	8	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。
総計	22	720時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等（3年課程、3年課程（定時制））

教育の基本的考え方	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。 2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。 6) 人々が社会資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。	

	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	人間と人間生活の理解		
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。 人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。 従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。
	社会保障制度と生活者の健康	6	
	小計	21	
専門分野	基礎看護学	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネジメントができる能力を養えるような内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 在宅看護論では、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。
	在宅看護論	4	

成人看護学	6	<p>各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。</p> <p>特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本についても学ぶ内容とする。</p> <p>精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。</p>	
老年看護学	4		
小児看護学	4		
母性看護学	4		
精神看護学	4		
小 計	36		
臨地実習	3	<p>知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。</p> <p>在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産じょく婦、精神障害者のいずれでもよい。</p>	
基礎看護学			
在宅看護論			2
成人看護学			8
老年看護学			4
小児看護学	2		
母性看護学	2		
精神看護学	2		
小 計	23		
総 計	93	2,895時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

別表5 教育内容と留意点等（保健師・看護師統合カリキュラム）

	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13	
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	15	保健福祉行政論を含むものとし、看護のコーディネーションの能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。 公衆衛生学の基盤である疫学・保健統計(情報処理を含む。)の基礎を学び、地域における看護活動に必要な調査及び統計の技術について学ぶ内容とする。
	健康現象の疫学と統計	4	
	小計	26	
専門分野	基礎看護学 地域看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	10 14 6 4 4 4 4	地域看護学では、市町村及び保健所を中心とした保健予防活動に焦点をおいた公衆衛生看護学と、在宅療養者に焦点をおいた在宅看護論を統合的に学ぶ内容とする。
	小計	46	
専門分野	臨地実習 基礎看護学 地域看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 5 8 4 2 2 2	
	小計	26	
	総計	111	3,480時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表6 教育内容と留意点等（助産師・看護師統合カリキュラム）

	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13	
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	15 6	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	小計	21	
専門分野	基礎看護学	10	地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での看護の基礎を学ぶとともに、地域の母子保健を推進するための基礎を学ぶ内容とする。
	地域看護学	5	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	6	
	助産管理	1	
小計	49		
臨地実習	基礎看護学	3	
	地域看護学	3	
	成人看護学	8	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	助産学	7	
小計	31		
	総計	114	3,495時間以上の講義・実習等を行うものとする。

保健師養成所（1年）教育の実例（1）

教育内容	単位数	授業科目	単位数	時間数
地域看護学	19	公衆衛生看護学概論	3	90
		地区活動総論	4	120
		地区活動各論	5	150
		家族援助論	2	60
		健康教育論	1	30
		保健管理論	1	30
		公衆衛生看護学研究	3	90
疫学・保健統計	3	疫学	3	45
保健福祉行政論	4	保健福祉行政論	4	60
小計（講義・演習）	26		26	675
臨地実習	7	公衆衛生看護学実習Ⅰ （公衆衛生看護活動の展開）	5	225
		公衆衛生看護学実習Ⅱ （障害評価と援助）	2	90
合 計	33		33	990
		学院行事・オリエンテーション 特別講義・科目試験		100
総 計				1090

保健師養成所（1年）教育の実例（2）

教育内容	単位数	授業科目	単位数	時間数
一般科目	8	論理学	1	15
		倫理学	1	15
		日本国憲法	1	15
		家族社会学	1	15
		生活科学	1	20
		情報処理	1	15
		生涯スポーツ	2	30
小 計	8		8	125
地域看護学	29	概論		
		地域看護学概論	3	45
		活動論		
		地区活動論	6	135
		地区調査	3	90
		社会教育	1	15
		集団力学	1	15
		家族援助論	3	75
		カウンセリング概論	1	15
		健康管理概論	2	30
		保健指導論	4	80
		地域精神保健指導	1	15
		産業保健指導	1	20
		学校保健指導	1	15
地域看護研究	2	60		
疫学・保健統計	4	疫学	2	30
		保健統計学	2	30
保健福祉行政論	2	保健福祉行政論	2	30
臨地実習	4	地域看護学実習	4	180
小 計	39		39	880
総 計	47		47	1005

助産師養成所（1年）教育の実例（1）

教育内容	単位数	授業科目	単位数	時間数
基礎助産学	12	助産学概論	1	15
		基礎助産学Ⅰ	1	15
		基礎助産学Ⅱ	2	30
		基礎助産学Ⅲ	2	30
		基礎助産学Ⅳ	1	15
		基礎助産学Ⅴ	2	30
		基礎助産学Ⅵ	1	15
		基礎助産学Ⅶ	2	30
助産診断・技術学	6	助産診断・技術学Ⅰ	2	60
		助産診断・技術学Ⅱ	1	30
		助産診断・技術学Ⅲ	2	60
		助産診断・技術学Ⅳ	1	30
地域母子保健	1	地域母子保健学	1	30
助産管理	1	助産管理学	1	30
	1	赤十字概論	1	15
	2	看護研究	2	45
臨地実習・助産学実習	10	助産学実習	10	450
総 計	33		33	930

助産師養成所（1年）教育の実例（2）

教育内容	単位数	授業科目	単位数	時間数
基礎助産学	9	助産学概論	1	30
		生殖生理	1	30
		母子健康論	1	30
		母性の性と心理	2	45
		母性の心理と発達課題	(1)	(15)
		乳幼児の成長発達	1	30
		乳幼児の健康	(1)	(15)
		不妊症論	2	30
助産診断技術学	11	保健指導	2	45
		妊娠期の診断技術論	2	60
		分娩期の診断技術論	4	120
		産褥期の診断技術論	1	30
		新生児期の診断技術論	1	30
		ライフステージの診断技術論	1	15
地域母子保健	2	地域母子保健	2	30
助産管理	1	助産管理	1	30
助産学研究	1	助産学研究	1	30
臨地実習・助産学実習	14	助産学実習	14	630
総 計	38		38	1230

※単位数、時間数の（ ）は選択科目で、2科目のうち1科目を選択する

保健師助産師看護師国家試験の概要

		保健師国家試験	助産師国家試験	看護師国家試験		
試験科目	保健師助産師看護師法 施行規則第20条、 第21条、 第22条	地域看護学 疫学・保健統計 保健福祉行政論	基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康 基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老人看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学		
		形式	一般問題	一般問題	必修問題	一般問題
形式等	午前	出題数	75	75	30	120
		時間	80分	80分	165分	
		形式	状況設定問題	状況設定問題	一般問題	状況設定問題
	午後	出題数	30	30	30	60
		時間	60分	60分	150分	
		形式	状況設定問題	状況設定問題	一般問題	状況設定問題
平成17年国家試験日		2005/2/24 (木)	2005/2/25 (金)	2005/2/27 (日)		

保健師・看護師及び助産師・看護師国家試験を
同時期に受験した者の合格状況の推移

	保健師・看護師			助産師・看護師		
	両 受 試 験 者	保健師不合格 看護師合格	保健師合格 看護師不合格	両 受 試 験 者	助産師不合格 看護師合格	助産師合格 看護師不合格
平成6年 (1994年)	461	74	0	32	2	0
平成7年 (1995年)	461	53	2	31	0	0
平成8年 (1996年)	667	19	12	49	2	0
平成9年 (1997年)	1,120	136	18	66	1	1
平成10年 (1998年)	1,708	90	67	108	21	1
平成11年 (1999年)	2,411	139	2	166	13	0
平成12年 (2000年)	2,758	298	3	132	10	0
平成13年 (2001年)	3,202	190	88	174	17	0
平成14年 (2002年)	4,390	715	54	263	35	3
平成15年 (2003年)	5,301	435	35	294	47	3
平成16年 (2004年)	6,151	380	96	374	8	3
平成17年 (2005年)	6,673	1,090	59	404	0	5

看護師国家試験（新卒・既卒別）の合格状況の推移

区分		全体	新卒		既卒	
			全体	大学	全体	大学
平成10年 (1998年)	受験者数	53,052	46,866	1,712	6,186	61
	合格者数	44,364	41,587	1,620	2,777	40
	合格率	83.6%	88.7%	94.6%	44.9%	65.9%
平成11年 (1999年)	受験者数	55,404	47,190	2,396	8,214	108
	合格者数	53,821	46,726	2,385	7,095	104
	合格率	97.1%	99.0%	99.5%	86.4%	96.3%
平成12年 (2000年)	受験者数	48,568	46,926	2,816	1,642	22
	合格者数	46,817	46,005	2,798	812	19
	合格率	96.4%	98.0%	99.4%	49.5%	86.4%
平成13年 (2001年)	受験者数	48,332	46,657	3,237	1,617	25
	合格者数	40,625	40,319	3,114	306	13
	合格率	84.1%	86.4%	96.2%	18.3%	52.0%
平成14年 (2002年)	受験者数	53,187	45,778	4,246	7,409	126
	合格者数	44,820	40,424	4,080	4,396	104
	合格率	84.3%	88.3%	96.1%	59.3%	82.5%
平成15年 (2003年)	受験者数	53,680	45,657	5,039	8,023	186
	合格者数	49,714	43,860	5,010	5,854	153
	合格率	92.6%	96.1%	98.4%	73.0%	82.3%
平成16年 (2004年)	受験者数	49,204	45,485	5,994	3,719	107
	合格者数	44,874	43,056	5,815	1,818	52
	合格率	91.2%	94.7%	97.0%	48.9%	48.6%
平成17年 (2005年)	受験者数	48,299	44,095	6,516	4,204	222
	合格者数	44,137	41,976	6,364	2,161	151
	合格率	91.4%	95.2%	97.7%	51.4%	68.0%

卒業者の就業状況

(平成16年3月)

	大 学		養 成 所 (保健師看護師統合カリキュラム校)		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
保健師として就業	473人	7.1%	26人	14.6%	499人	7.2%
助産師として就業	280人	4.2%	—	—	280人	4.1%
看護師として就業	5,134人	76.5%	135人	75.9%	5,269人	76.5%
進 学	453人	6.7%	5人	2.8%	458人	6.6%
その他	372人	5.5%	12人	6.7%	384人	5.6%
合 計	6,712人	100.0%	178人	100.0%	6,890人	100.0%

※厚生労働省医政局看護課調べ

看護師免許を有しない保健師及び助産師の取扱い

- 現員数のカウント（医療法標準、入院基本料等の看護配置基準）
看護師免許の有無にかかわらず、保健師助産師は看護師として算入可

- 看護師の名称の使用
看護師には名称独占がないため、明文による禁止規定はない。

- 行政処分
看護業務に関し行政処分を受ける場合、保健師又は助産師の資格も処分対象となる。